

最高裁秘書第2780号

平成30年7月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

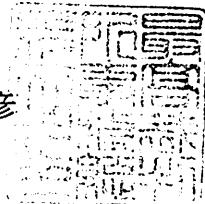
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第19号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成 30 年 7 月 2 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 30 年 7 月 2 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法 5 条 1 号、2 号及び 6 号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

6 7 期二回試験の運営の不手際に関して、平成 27 年 2 月 13 日付で作成された報告書及び事実経緯報告書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成 25 年度（第 6 7 期）司法修習生考試について、運営上の問題に関して作成された、平成 27 年 2 月 13 日付け報告書及び同日付け事実経緯報告書を対象文書として、平成 30 年 6 月 7 日付けで、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 開示した司法行政文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

（ア）平成27年2月13日付け報告書及び同日付け事実経緯報告書について

a 作成者に関する記載は、氏名等が一体となって、いずれも行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。これらについては、同号イからハまでに相当する事情も見当たらない。

b 報告内容全体に法人の業務内容に関する記載があるところ、同記載は、公にすると法人の信頼・信用低下のおそれがある情報であるため、法第5条第2号イに規定する不開示情報に相当する。

c 報告内容全体に答案管理や監督員等の対応等、司法修習生考試の実施事務に関する記載があるところ、同記載は、公にすると試験妨害行為や不正行為が容易となる等、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、法第5条第6号柱書及び同号イに規定する不開示情報に相当する。

（イ）平成27年2月13日付け報告書について

法人の印影は、公にすると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに規定する不開示情報に相当する。

イ よって、本件対象文書を開示対象文書とした上で、一部不開示とした原判断は相当である。